

高度利用地区の内容

種 類	面 積	建築物の 容積率の 最高限度	建築物の 容積率の 最低限度	建築物の 建ぺい率の 最高限度 注 1)	建築物の 建築面積の 最低限度	備 考
高度利用地区						
J R 奈良駅周辺 A 地区 注 2)	約 7. 7 ha	6 0 / 1 0 以下	2 0 / 1 0 以上	7 / 1 0 以下	2 0 0 m ² 以上	
J R 奈良駅周辺 B 地区	約 2. 5 ha	4 0 / 1 0 以下	1 0 / 1 0 以上	8 / 1 0 以下	2 0 0 m ² 以上	
小 計	約 1 0. 2 ha					
近鉄学園前駅南地区	約 1. 1 ha	5 5 / 1 0 以下	2 0 / 1 0 以上	7 / 1 0 以下	2 0 0 m ² 以上	壁面の位置の 制限あり
小 計	約 1. 1 ha					
合 計	約 1 1. 3 ha					
注 1) 建築物の建ぺい率の最高限度は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第53条第 3 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する建築物にあっては、1 / 1 0、同項第 1 号及び第 2 号に該当する建築物又は第 6 項第 1 号に該当する建築物にあっては 2 / 1 0 を加えた数値とする。 注 2) J R 奈良駅周辺 A 地区で鉄道用地及び駅前広場の区域における建築物の制限は、次のアからウのとおりとする。 ア 建築物の容積率の最低限度については、上の表中「2 0 / 1 0 以上」を「1 0 / 1 0 以上」とし、建築物の建築面積の最低限度については、上の表中「2 0 0 m²以上」を「1 0 0 m²以上」とする。 イ 建築物の高さ(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第 2 条第 1 項第 6 号に定める高さ(ただし、同号口の規定は、適用しない。))による。) は、その最高限度を 1 0 m とする。 ウ 駅舎及び鉄道高架の工作物内に設ける建築物については、上の表並びにア及びイの規定にかかわらず、建築物の容積率の最低限度、建築物の建築面積の最低限度及び建築物の高さの最高限度の制限は適用しない。						

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

B地区

— 〇〇 年会館

A地区

三条本

凡

例

JR奈良駅周辺A地区

鉄道用地及び駅前広場

JR奈良駅周辺B地区

計画図

N



近鉄学園前駅

壁面線制限 1m

壁面線制限 2m
(地下2階及び地下1階部分のみ)

交通広場

容積率の 最高限度	容積率の 最低限度	建ぺい率の 最高限度	建築面積の 最低限度
550%以下	200%以上	70%以下	200m ² 以上

凡	例
計画区域	
(1m) 壁面の位置の制限の 対象箇所	 1.0m 自転車歩行者道
(2m) 壁面の位置の制限の 対象箇所	 2.0m 交通広場

1:1000